

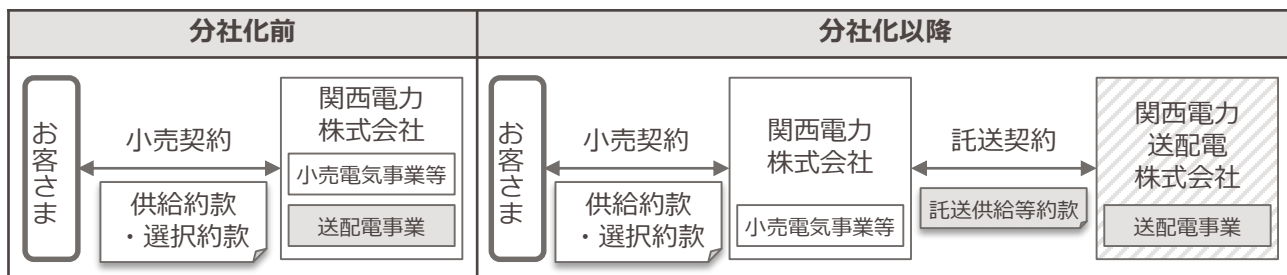
電気特定小売供給約款の見直しについて

お客さまとのご契約条件を定めた「電気特定小売供給約款」（以下、「供給約款」といいます。）の見直し内容は、以下のとおりです。

1. 一般送配電事業の分社化に伴う見直し

一般送配電事業の分社化以降、一般送配電事業は「関西電力送配電株式会社」（以下、「関西電力送配電」といいます。）が行っております。

<イメージ>



(1) 一般送配電事業者である関西電力送配電が主体となって実施および判断する業務等について、その旨を明確化いたしました。

<例> 検針日の項目につきましては、下線部分を追加いたしました。
 検針日は、次により、当該一般送配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

<明確化する項目>

適用、需給契約の申込み、承諾の限界、従量電灯、臨時電灯、低圧電力、臨時電力、農事用電力、検針日、料金の支払義務および支払期日、需要場所への立入りによる業務の実施、電気の使用にともなうお客さまの協力、供給の停止、供給停止の解除、供給停止期間中の料金、供給の中止または使用の制限もしくは中止、制限または中止の料金割引、設備の賠償、需給契約の廃止、需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算、解約等、供給方法および工事、工事費負担金等の申受けおよび精算、保安の責任、調査、調査に対するお客さまの協力、保安に対するお客さまの協力

(2) 供給約款のうち、関西電力送配電が定める「託送供給等約款およびその他の供給条件等」（以下、「託送約款等」といいます。）と内容が重複している箇所等を、託送約款等に基づく旨へ見直しいたしました。

<例> 需要場所の項目につきましては、以下のとおり見直しいたしました。
 需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

<見直しする項目>

需給契約の申込み、需要場所、供給の単位、低圧電力、臨時電力、農事用電力、使用電力量の計量、力率の保持、需要場所への立入りによる業務の実施、電気の使用にともなうお客さまの協力、供給の停止、供給停止の解除、供給の中止または使用の制限もしくは中止、需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算、供給方法および工事、工事費負担金等の申受けおよび精算、保安の責任、調査、調査に対するお客さまの協力、保安に対するお客さまの協力

(3) その他分社化に伴い必要な内容を見直しいたしました。

項目	見直し内容
需給契約の申込み	需給契約の申込みをされる場合に、お客さまに承諾いただく事項を記載いたしました。 ・ 託送約款等における需要者に関する事項を遵守すること。 ・ 当社が、需給契約の締結に必要な事項のうち、当該一般送配電事業者が接続供給のために必要とする事項について、当該一般送配電事業者に提供すること。 ・ 当該一般送配電事業者が、接続供給の実施に必要なお客さまの情報を、当社に対し提供すること。

2. 分社化以外での見直し（小売電気事業者としての見直し）

項目	見直し内容
使用電力量の計量	お客様の不在や非常変災等により、検針の基準となる日に検針が行えなかった場合において、スマートメーターで検針の基準となる日の計量値を確認できるときは、その値を活用することを明記いたしました。
この供給約款の実施期日	この供給約款の実施日を2020年10月1日にいたしました。
この供給約款の実施にともなう切替措置	消費税法の改正に伴う内容について、対象となる期間を経過しているため、削除いたしました。
消費税法の改正にともなう経過措置	

3. その他

記載内容全般において分かりやすい表現に見直すとともに、一部の項目名や番号を変更いたしました。